

USTR「スペシャル301条報告書」と 監視対象国の知的財産権保護の状況

——中南米諸国とASEAN諸国を中心に——

清 水 巨*

抄 録 USTR (Office of the United States Trade Representative: 米国通商代表部) が毎年発表する「スペシャル301条報告書」(Special 301 Report) は、知的財産権保護や市場アクセスに懸念のある国を米国が特定し、その状況を報告するものである。「スペシャル301条報告書」の監視対象国には、中国、インド、ロシア等世界中の国々が列挙されているが、近年、新たな市場として日本企業の注目を集めている中南米諸国やASEAN (Association of Southeast Asian Nations: 東南アジア諸国連合) 諸国も含まれている。中南米諸国やASEAN諸国は、いずれも、国を挙げて知的財産権保護に取り組んでいるが、十分な成果を上げられていないことも多い。そこで、本稿では、「スペシャル301条報告書」の概要について紹介するとともに、ASEAN諸国と中南米諸国における知的財産権エンフォースメントの状況を、代表的な国について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 「スペシャル301条報告書」
 2. 1 「スペシャル301条報告書」の位置付け
 2. 2 2016年版「スペシャル301条報告書」の監視対象国
3. 中南米諸国における知的財産権保護の状況
 3. 1 アルゼンチン共和国
 3. 2 チリ共和国
 3. 3 メキシコ合衆国
4. ASEAN諸国における知的財産権保護の状況
 4. 1 インドネシア共和国
 4. 2 ベトナム社会主義共和国
5. おわりに

1. はじめに

企業が海外へ進出する際には、進出ターゲット国における知的財産権保護、特に、知的財産権侵害事例が発生した場合のエンフォースメン

トの状況を把握しておくことが重要である。「スペシャル301条報告書」では、米国の視点から、監視対象国における知的財産権保護の概要が述べられているが、各国における知的財産権エンフォースメントの状況を網羅している訳ではない。そこで、本稿では、「スペシャル301条報告書」の概要とあわせて、新たな市場として注目度の高い中南米諸国とASEAN諸国における知的財産権エンフォースメントの状況を紹介する。

2. 「スペシャル301条報告書」

2. 1 「スペシャル301条報告書」の位置付け

「スペシャル301条報告書」¹⁾とは、USTRが、1974年米国通商法 (Trade Act of 1974) 第182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所
パートナー弁護士 Wataru SHIMIZU

正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定し、その状況を毎年報告するものである²⁾。「スペシャル301条報告書」における警戒レベルは、高い順に、「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階である。「スペシャル301条報告書」で「優先国」に特定されると、調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には、対抗措置（制裁）が発動される。

この「スペシャル301条報告書」の位置付けについては、2016年版「スペシャル301条報告書」の公表にあたって示されたマイケル・フロマン（Michael Froman）通商代表（当時）の見解が明快である。すなわち、プレスリリースにおいて、「知的財産の保護は、米国の経済成長と質の高い雇用の創出に必要不可欠である。そのためには、外国での政府や企業による知的財産の侵害を防ぐことがこれまで以上に重要である。本報告書は、諸外国に対して、世界のあらゆる場所における知的財産権の侵害をも米国が監視していることを、知らしめることができる。」という趣旨を述べている³⁾。米国のこうした基本的な考え方は、TPP（Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップ協定）の動向いかににかかわらず、今後も変化がないと思われる。

2. 2 2016年版「スペシャル301条報告書」の監視対象国

2016年版「スペシャル301条報告書」の監視対象国は、下表のとおりである。中華人民共和国（以下、中国）、インド、ロシア連邦（以下、ロシア）等は、各国政府の取り組みにもかかわらず、2015年版から引き続き、監視対象国として挙げられている。

表1 2016年「スペシャル301条報告書」の監視対象国

優先国 (The Priority List)	優先監視国 (The Priority Watch List)	監視国 (The Watch List)
なし	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ	バルバドス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、ギリシア、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム

3. 中南米諸国における知的財産権保護の状況⁴⁾

3. 1 アルゼンチン共和国

(1) 「スペシャル301条報告書」の記載

アルゼンチン共和国（以下、アルゼンチン）は、南米大陸の東側に位置し、首都：ブエノスアイレス（Buenos Aires）、面積：278万平方キロメートル、人口：4,342万人（2015年、世界銀行）である。人口1人当たり名目GDPは、13,432ドル（2015年、世界銀行）である。

知的財産権保護に関して、アルゼンチンは、2016年版「スペシャル301条報告書」において、2015年版から引き続き、優先監視国（The Priority Watch List）とされている。

2016年版「スペシャル301条報告書」によれば、アルゼンチンは知的財産権保護とエンフォースメントが欠如していることで有名であり続けている。すなわち、

- ・知的財産権侵害について、警察による摘発はなく、刑事訴訟は遅延するうえに、刑事訴訟の判決に抑止力はない。



図1 南米諸国

- ・首都ブエノスアイレスには南米最大の模倣品や海賊版（違法コピー）の市場があるが、警察による知的財産権侵害撲滅活動は奏功していない。
 - ・光ディスクやインターネットの海賊版（違法コピー）が広がっており、あるコンテンツ分野では海賊版（違法コピー）100%という状況であるが、刑事的エンフォースメントはほぼ存在しない。
 - ・アルゼンチンの企業や政府では、ライセンスのないソフトウェアの使用が広がっている。
 - ・特許出願の審査が滞留している。
- 等の状況である。

(2) 知的財産権保護の状況⁵⁾

1) 法制度

アルゼンチン憲法(Constitution of Argentina)第17条は、すべての著作者及び発明者は著作物や発明に関する権利を保有すると定め、知的財産権保護を謳っている。

そして、具体的には、著作権法(Copyright Law No.11.723), 商標法(Trademark and Designations Law No.22.362), 特許・実用新案法(Patent and Utility Model Law No.24.481), 工

業意匠法(Industrial Design and Model Decree-Law No.6673), 技術移転法(Technology Transfer Law No.22.426), ワイン・蒸留酒原産地表示法(Law No.25.163 on the Designations for Wines and Wine Based Spirits), 農作物・食品に関する原産地表示法(Law No.25.380 on Geographical Indications for Agricultural and Food Products), 公正取引法(Fair Trade Law No.22.802), 秘密情報法(Confidential Information Law No.24.766)等が知的財産権について定めている。半導体集積回路の配置利用権に関する法令はない。知的財産権侵害に対応するにあたっては、刑法(Argentine Criminal Code), 関税法(Law No.25.986), 消費者保護法(Law No.26.361)等が活用できる。

知的財産権に関する主務官庁は、著作権については、法務人権省(Ministerio de Justicia y Derechos Humanos)傘下の国家著作権監督局(Dirección Nacional de Derechos de Autor)であり、特許・商標・意匠等については、国家産業財産権庁(Instituto Nacional de la Propiedad Industrial: INPI)である。なお、INPIは、知的財産権の審査・登録手続を行うが、執行権限を有しない。

アルゼンチンは、1980年に、WIPO(World Intellectual Property Organization:世界知的所有権機関)に加盟した。PCT(Patent Cooperation Treaty:特許協力条約)には、未だ加盟していない。

2) 知的財産権侵害の実態

アルゼンチンで問題となっている知的財産権侵害は、模倣品や海賊版(違法コピー)の氾濫である。アパレル製品、電気製品、自動車部品、医薬品等の模倣品や海賊版(違法コピー)が中心である。

首都ブエノスアイレスには、模倣品や海賊版(違法コピー)を販売する市場が多数存在する。また、コルドバ州(the State of Córdoba)の

コルドバ(Córdoba), サンタ・フェ州(the State of Santa Fe)のサンタ・フェ(Santa Fe de la Vera Cru), メンドーサ州(Mendoza)のメンドーサ(Mendoza)等の地方都市でも、模倣品や海賊版(違法コピー)を販売する市場が複数存在する。また、近年は、インターネットで模倣品や海賊版(違法コピー)を容易に購入することが可能になっている。

アルゼンチン国内で販売されている模倣品や海賊版(違法コピー)としては、国内で製造される一部のものを除き、中国から海路で運ばれ、アルゼンチン国内に拡散するものが増え続けている。なお、中国からの侵害品は、パラグアイ国境からアルゼンチンへ流入するものも多いといわれている。

3) エンフォースメントの状況

アルゼンチンにおいて模倣品や海賊版(違法コピー)に対応するための効果的な方法の一つは、税関による水際差止めである。アルゼンチンでは、2007年、税関に商標を事前登録する制度ができ、税関での模倣品・海賊版(違法コピー)に対する水際差止めが可能になった。税関は、登録された商標に基づいて、商標権侵害品を摘発し、商標権者の確認を取ったうえで、侵害品を処分している。

また、アルゼンチンで侵害品を発見した場合には、連邦民商事裁判所(Federal Court of Civil and Commercial Matters)に対して、仮差止めを求めることも可能である。仮差止めにあたっては、侵害を主張する根拠として、侵害品についての真贋鑑定書を添付することが実質的に必要である。

知的財産権侵害に対しては、民事訴訟又は刑事訴訟というルートもある⁶⁾。民事訴訟は、連邦民商事裁判所に訴えを提起する。但し、民事訴訟を提起する場合には、その前に、調停法(Law on Mediation and Conciliation No.26.589)に基づく調停の手続を終えていることが原則で

ある。なお、アルゼンチンでは、一般に、民事訴訟で認められる損害賠償の金額は高くない。2016年8月には、連邦民商事控訴裁判所(Federal Court of Appeals of Civil and Commercial Matters)で、商標権侵害を理由として、約34,000ドルの損害賠償を認める民事訴訟の判決が出された⁷⁾が、これは、相対的に高額な損害賠償が認められた判決である。

3. 2 チリ共和国

(1) 「スペシャル301条報告書」の記載

チリ共和国(以下、チリ)は、南米大陸の西側に位置し、首都：サンティアゴ(Santiago de Chile)、面積：75.6万平方キロメートル、人口：1,776万人(2014年、世界銀行)である。人口1人当たり名目GDPは、13,341ドル(2015年、世界銀行)である。

知的財産権保護に関して、チリは、2016年版「スペシャル301条報告書」において、2015年版から引き続き、優先監視国(The Priority Watch List)とされている。

2016年版「スペシャル301条報告書」によれば、チリ政府は、近年、知的財産権保護の強化に取り組んでいるが、未だ問題が多い。すなわち、チリでは、

- ・違法に技術的な著作権保護手段を回避する事例等が多い。
- ・知的財産権侵害に対して効果的な行政的及び司法的な手続はなく、権利者は十分に救済されない。
- ・特許出願の審査が長期間滞留している。

等の状況である。

(2) 知的財産権保護の状況⁸⁾

1) 法制度

チリでは、知的財産法(Intellectual Property Law No.17.336)が著作権とそれに関する権利について定め、産業財産権法(Industrial

Property Law No.19.039) が特許権, 商標権, 工業意匠権, 半導体集積回路配置利用権及び原産地表示について定めている。また, 不正競争防止法 (Unfair Competition Act (Law No.20.169)) と植物品種法 (Plant Variety Act (Law No.19.342)) も知的財産権に関する法律である。知的財産権侵害に対する水際対策に関する法律も存在する (Law No.19.912 : 法令第 19.912号)。

知的財産権に関する主務官庁は, 国家産業財産権庁 (Instituto Nacional de Propiedad Industrial : INAPI) である。

チリは, 1975年に, WIPOに加盟した。2009年には, PCTにも加盟した。

2) 知的財産権侵害の実態

チリで問題となっている知的財産権侵害は, 模倣品や海賊版 (違法コピー) である。アパレル製品やタバコ, 時計, 自動車部品等の模倣品のほか, 映画や音楽の海賊版 (違法コピー), ソフトウェアの海賊版 (違法コピー) が増えてきている。首都サンティアゴには, 模倣品や海賊版 (違法コピー) を販売する市場が存在する。

チリ国内で販売されている模倣品や海賊版 (違法コピー) としては, 国内で製造される一部のものを除き, 中国から海路で運ばれ, チリ国内に拡散するものが圧倒的に多い。チリと中国との間のFTA (Free Trade Agreement : 自由貿易協定) により, 中国からの輸入が急増したことによるといわれている。

模倣品や海賊版 (違法コピー) が海外から流入する主な港・空港は, アリカ・イ・パリナコータ州 (XV Región de Arica y Parinacota) のアリカ (Arica) 港, タラパカ州 (Región de Tarapacá) のイキケ (Iquique) 港, バルパライソ州 (V Región de Valparaíso) のバルパライソ (Valparaíso) 港, サンティアゴ空港等である。

3) エンフォースメントの状況

チリにおいて模倣品や海賊版 (違法コピー)

に対応するための効果的な方法は, 税関による水際差止めである。チリで登録されている産業財産権等については, 前出の法令第19.912号に基づき, 税関が差止めをすることができる。

また, 国内市場へ出回った模倣品や海賊版 (違法コピー) に対しては, チリ警察 (Carabineros de Chile) や刑事警察 (Policia de Investigaciones : PDI) が摘発を行う権限を有し, 実績もある。

他方で, 特許権, 商標権, 著作権等の侵害への対応手段としては, 民事訴訟が一定の効果を有する。裁判例に先例拘束性はないが, 近時は, 権利者を保護する裁判例が増えてきている。

また, 知的財産権侵害に対しては, 告訴をすれば, 刑事訴追も可能である。商標権侵害に対する罰則として, 約70,000ドルの罰金を課す刑事判決が出されたこともある⁹⁾。

4) 知的財産権保護強化の動き

近年, 知的財産権保護強化は, 議会で継続して議題となっており, 産業財産権法を改正して損害賠償額を引き上げる議論がなされている。

また, 政府は, “Sello de Origen” (Stamp of Origin : 原産地証明) という特別プログラムを実施して, 原産地表示等の保護強化に乗り出している。

特許出願については, メキシコ合衆国 (以下, メキシコ), コロンビア共和国, パルー共和国等と特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway : PPH) による申請手続を導入して, 滞留の解消に努めており, 知的財産権保護強化の促進が図られている。

3. 3 メキシコ合衆国

(1) 「スペシャル301条報告書」の記載

メキシコは, 首都 : メキシコシティ (ciudad de México), 面積 : 196万平方キロメートル, 人口 : 1億2,701万人 (2015年, 国連続計) である。人口1人当たり名目GDPは, 9,009ドル

(2015年、IMF(International Monetary Fund : 国際通貨基金) 推計) である。

知的財産権保護に関して、メキシコは、2016年版「スペシャル301条報告書」において、2015年版から引き続き、監視国(The Watch List)とされている。

2016年版「スペシャル301条報告書」によれば、メキシコ政府は、2015年に検察当局にデジタル知的財産権犯罪専門のチームを創設する等、知的財産権保護の強化に取り組んでいるが、未だ問題が残っている。すなわち、メキシコでは、

- ・ 模倣品が出回っており、市場での入手が可能である。国際的な犯罪組織との関連もある。
- ・ 税関による国境での水際対策が不十分である。

等の状況である。

(2) 知的財産権保護の状況¹⁰⁾

1) 法制度

メキシコでは、産業財産権法(1991 Mexican Industrial Property Law)が、特許権、商標権、意匠権、半導体回路配置利用権、実用新案権、知的財産権の侵害、不正競争、水際措置、営業秘密等の知的財産権について総合的に定めている。このほか、植物品種法(1996 Federal Law for Plant Varieties)は、植物の品種について定めている。

知的財産権に関する主務官庁は、国家産業財産権庁(Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial : IMPI)である。

メキシコは、1975年に、WIPOに加盟した。PCTにも加盟済みである。

2) 知的財産権侵害の実態

メキシコで問題となっている知的財産権侵害は、模倣品と海賊版(違法コピー)である。映画、音楽、ゲームその他のコンテンツの海賊版(違法コピー)、アパレル製品、鞆、電気製品、

偽医薬品等の模倣品が多数出回っている。

これらの模倣品や海賊版(違法コピー)は、メキシコ国内で製造される一部のものを除き、ほとんどが中国から海路でメキシコ国内へ流入する。メキシコ税関の監視の目を潜り抜ける目的で、小分けにされて太平洋側の港に陸揚げされることも多い。シナロア州(the State of Sinaloa)のマサトラン(Mazatlan)、ミチョアカン州(the State of Michoacan)のラサロ・カルデラス(Lazaro Cárdenas)、コリマ州(the State of Colima)のマンサニョ(Manzanillo)等が主な荷揚げ港である。



図2 メキシコの主な模倣品水揚げ港

3) エンフォースメントの状況

模倣品や海賊版(違法コピー)に対して、近年は、税関での水際対策と侵害防止措置が効果を上げている。税関は、IMPIの指示によって、知的財産権を侵害する模倣品や海賊版(違法コピー)を水際で差し止めることができる。

また、刑事訴追も有効である。商標権侵害、著作権侵害、営業秘密侵害については、刑事訴追が可能である。但し、権利者の告訴が必要である。検察当局は、知的財産権保護、特に模倣品対策に熱心に取り組んでいる。

他方、特許権、意匠権、実用新案権等の侵害

に対しては、刑事訴追をすることはできず、行政手続又は民事訴訟によることになる。IMPIは、権利者が申し立てることによって、模倣品や海賊版（違法コピー）を差押えることができる。但し、差押えは、権利者による保証金の支払が前提である。

なお、知的財産権保護に関する適切な裁判例は、未だない。

4. ASEAN諸国における知的財産権保護の状況

4.1 インドネシア共和国

(1) 「スペシャル301条報告書」の記載

インドネシア共和国(以下、インドネシア)は、首都：ジャカルタ（Jakarta）、面積：189万平方キロメートル、人口：2億5,500万人（2015年、インドネシア統計）の大国である。人口1人当たり名目GDPは、3,377.1ドル（2015年、インドネシア政府統計）である。

知的財産権保護に関して、インドネシアは、2016年版「スペシャル301条報告書」において、2015年版から引き続き、優先監視国（The Priority Watch List）とされている。

2016年版「スペシャル301条報告書」によれば、インドネシアは、2014年に著作権法が改正されて著作権保護が強化された点は評価されるべきであるが、未だ知的財産権保護に問題が残っている。すなわち、インドネシアでは、

- ・ 知的財産権を保護する法令と現実に差があり、知的財産権に関する一般向け啓蒙活動が必要である。
- ・ 模倣品や偽造品が市場やインターネット上に出回っており、警察や知的財産権の監督官庁による積極的な取り組みが必要である。
- ・ 知的財産権を侵害する模倣品や偽造品に対しては、抑止力のある刑罰が必要である。

等の状況である。

(2) 知的財産権保護の状況

1) 法制度

インドネシアでは、特許法、商標法、意匠法、著作権法、営業秘密法、半導体集積回路保護法、種苗法、不正競争防止法等が知的財産権について定めている。2016年には、特許法¹¹⁾と商標法が改正・施行された。なお、知的財産権侵害に対する刑事罰は、すべて親告罪である。

知的財産権に関する主務官庁は、法務人権省（Ministry of Law and Human Rights）傘下のインドネシア知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights：DGIP）である。DGIPは、知的財産権の出願審査のほか、知的財産権侵害に対する一定の捜査権限も有している。

インドネシアは、1979年にWIPOに加盟している。PCTにも加盟済みである。また、改正商標法によればマドリッド協定議定書（Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks：標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書）へも近い将来参加予定である。

2) 知的財産権侵害の実態

インドネシアで問題となっている知的財産権侵害は、①模倣品・海賊版（違法コピー）の流通と②悪意¹²⁾の第三者による商標権取得である。

① 近年の急激な経済成長を受けて、インドネシアでは、アパレル製品のみならず、自動車部品や電気製品等の模倣品が多数出回っている。これらの模倣品や海賊版（違法コピー）は、ほとんどが中国から海路でインドネシア国内へ流入し、首都ジャカルタ、メダン（Medan）、スラバヤ（Srabaya）等の港からインドネシア国内に拡散している。



図3 インドネシアの主な模倣品水揚げ港

② 悪意の第三者による商標権取得は、インドネシアでは権利取得未了の世界的に著名な商標を、第三者が悪意を持って先に出願して権利を取得し、ライセンス対価や譲渡対価を要求する問題である。この問題は、中国等でしばしば見られるが、インドネシアでも、中国等からの移民や出稼ぎの人々が一攫千金を狙って著名な商標を先に登録する事例が増えている。

3) エンフォースメントの状況

① 模倣品や海賊版(違法コピー)への対応としては、2012年に「一時的差止命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」が施行された。しかしながら、現在まで、この規則を実施するための運用細則が制定されておらず、税関による水際での差止め実績はない。

② 悪意の第三者による商標権取得については、当事者間の交渉のほか、民事訴訟を提起する方法がある。インドネシア商標法の下では、商標登録の無効は、(審判ではなく)裁判所での訴訟で争うことになる。

もっとも、インドネシアでは、裁判例に先例拘束性がないので、裁判所の判断も事例によってまちまちである。裁判所が法解釈を検討するに際して依拠すべき学説も十分に発展しているとは言いがたい。

なお、裁判例は最高裁判所のウェブサイトを通じて入手することができるが、現地語のみの

公開のため、翻訳作業等が必要となる。

例えば、PT. AGUNG WAHANA INDONESIA vs Las Vegas Sands Corp.事件判決¹³⁾は、商標(「SANDS」)が外国で周知であることを理由に、インドネシア最高裁判所(Supreme Court of the Republic of Indonesia)が商標の取消を認めたものである。もっとも、すべての事件で類似の判断がなされる訳ではない以上、現実には、悪意の第三者による商標権取得に対処するために、商標登録無効訴訟を提起しつつ、訴訟の進行状況を見ながら、当事者間で和解のための交渉も並行して行わざるを得ない。

4. 2 ベトナム社会主義共和国

(1) 「スペシャル301条報告書」の記載

ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)は、首都：ハノイ(Hanoi)、面積：32.9万平方キロメートル、人口：9,340万人(2015年、国連人口基金推計)である。人口1人当たり名目GDPは、2,171ドル(2015年、IMF推計)である。

知的財産権保護に関して、ベトナムは、2016年版「スペシャル301条報告書」において、2015年版から引き続き、監視国(The Watch List)とされている。

2016年版「スペシャル301条報告書」によれば、政府が努力をしなければ、ベトナムでの知的財産権侵害は悪化する可能性がある。すなわち、ベトナムでは、

- ・インターネット上での模倣品や海賊版(違法コピー)の販売が一般的になっている。
- ・模倣品は、品質の高いものも含めて、国内で生産されたものが増えてきている。
- ・知的財産権侵害への対応には、行政手続に頼り続けている。

等の状況である。

(2) 知的財産権保護の状況

1) 法制度

される。

なお、経済警察は、一定の知的財産権侵害事件を刑事摘発することができる。実際に刑事訴追された知的財産権侵害事件もあるようである。

4) 民事裁判

模倣品や海賊版（違法コピー）に限らず、知的財産権侵害事例については、民事裁判で争うことも考えられる。ベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court of Vietnam）は、裁判官の知的財産紛争処理能力の向上に努めており、実際に、商標権や著作権に関する判断の前例もあるとのことである。

ここで注意すべきは、ベトナムでは、国会常務委員会が法令の解釈権限を有する（2013年ベトナム憲法第74条第2項）のであって、裁判所は法令の権限を有しないことである。おのずと、裁判所は、法令の文言を形式的に当てはめて結論を出す傾向が極めて強くならざるを得ない。例えば、知的財産権侵害紛争事件においては、商標や意匠の類比判断、特許権の構成要件充足性が議論となるのが、これらについては、法令に明確な規定がないのが通常である。その結果として、本来、法律問題であるべきこれらの判断についても、ベトナム知的財産研究院（Vietnam Intellectual Property Research Institute : VIPRI）のような鑑定機関の判断が尊重されることが極めて多くなっている。

なお、ベトナムでは、これまで、裁判例に先例拘束性がなかった。ベトナム最高人民裁判所は、2016年に、「指導性判例」として10件の裁判例を発表した¹⁴⁾が、法的拘束力を持つものではなく、あくまで今後の参考という位置付けのようである。もっとも、ベトナム最高人民裁判所は、試験的に、裁判例の一般向け公表を開始する準備中とのことである。今後は、類似事例の積み重ねによって、知的財産権侵害事件についても予測可能性のある判断がなされることが期待される。

5. おわりに

「スペシャル301条報告書」は、米国の視点から、著作権やデジタル技術にやや重点を置いた書き方になっているように思われる。しかしながら、本稿で見てきたとおり、監視対象として挙げられている国々では、知的財産権保護に取り組んでいるものの、著作権やデジタル技術に限らない模倣品や海賊版（違法コピー）が未だに多く出回っている現実がある。企業が海外に進出するに当たっては、国ごとの知的財産権保護の状況（エンフォースメントの状況を含む。）や法制度を把握したうえで、知的財産権侵害に対処することが不可欠である。例えば、税関による水際対策が有効な国があれば、そうでない国もある。訴訟の制度が整っていても、運用が理想どおりになっていない国もある。そのような情報をいかに承知しておくかが、海外進出成功の鍵の一つを握っているともいえるように思われる。

この分野については優れた論考が既にいくつも書かれているので、本稿では、我々の経験とネットワークに基づいて、これまであまり明示的に言及されてこなかった情報をできる限りお伝えするように努めた（であるが故に、比較的情報の多いブラジル連邦共和国とタイ王国については、あえて記述の対象から除かせていただいた。）。

本稿が、少しでもみなさまのお役に立つことができれば幸いである。

注 記

- 1) <https://ustr.gov/sites/default/files/USTR-2016-Special-301-Report.pdf>（参照日：2017年3月13日）
- 2) 1974年通商法第301条は、USTRによる不公正な慣行を有する貿易相手国との協議や制裁について定めている。「スペシャル301条報告書」は、1974年通商法第301条の対象のうち、特に知的財

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 産権及び市場アクセスについて報告するものであることから、このように呼ばれている。
- 3) <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2016/april/ustr-releases-special-301-report> (参照日：2017年3月13日)
 - 4) 南米における知的財産権保護の状況全般については、VEIRANO AVOGADOS法律事務所のFábio Luiz Barboza Pereira弁護士、Roberto Rudzit Neto弁護士に情報をいただいた。
 - 5) アルゼンチンにおける知的財産権保護の状況については、Marval, O'Farrell & Mairal法律事務所のGustavo P. Giay弁護士、Luciano Ojea Quintana弁護士から情報をいただいた。
 - 6) アルゼンチンの司法制度は、民事刑事を問わず、原則として、二審制であり、最高司法裁判所(National's Supreme Court of Justice)は、法律問題のみを判断する。
 - 7) Hasbro Inc. v. Distos S.A. 事件判決。但し、判決は、インターネット上には公表されていない。
 - 8) チリにおける知的財産権保護の状況については、Carey法律事務所のFrancisco Carey弁護士、Catalina Aldunate弁護士から情報をいただいた。
 - 9) MICHEAL KORS事件。但し、判決は、インターネット上には公表されていない。
 - 10) メキシコにおける知的財産権保護の状況については、AvaLerroux法律事務所のTomas Arankowsky弁護士から情報をいただいた。
 - 11) 改正特許法では、「特許権者は、インドネシアで、製品を製造し又は工程を使用しなければならない。」との旧法からの規定に加えて(第20条第1項)、「前記製品の製造や工程の使用は、技術移転、投資、雇用の創出を伴わなければならない」という規定(第20条第2項)が追加された。この規定の解釈・運用次第では、国際的な議論になる可能性も否定できない。
 - 12) ここでいう「悪意」とは、法律学上の悪意(知っていること)ではなく、「他人の権利にフリーライドすること」というほどの意味である。
 - 13) <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/928fb93aeb458d7c2c1a5337342d0db2> (参照日：2017年3月13日)
 - 14) 知的財産権に関する裁判例は含まれていない。
- (原稿受領日 2017年2月1日)

